

令和7年筑北村議会3月定例会会議録 第4号

令和7年 3月 17日

令和7年3月筑北村議会定例会会議録目次

第 4 号 （3月17日）

○開 議	4
○議事日程の報告	4
○議案第13号の質疑、討論、採決	4
○議案第14号の質疑、討論、採決	6
○議案第15号の質疑、討論、採決	7
○議案第16号の質疑、討論、採決	7
○議案第17号の質疑、討論、採決	8
○議案第18号の質疑、討論、採決	8
○議案第19号の質疑、討論、採決	11
○議案第20号の質疑、討論、採決	12
○議案第21号の質疑、討論、採決	13
○議案第22号の質疑、討論、採決	14
○議案第23号の質疑、討論、採決	14
○議案第24号の質疑、討論、採決	15
○議案第25号の質疑、討論、採決	15
○議案第26号の質疑、討論、採決	16
○議案第27号の質疑、討論、採決	16
○議案第28号の質疑、討論、採決	17
○議案第29号の質疑、討論、採決	22
○議案第30号の質疑、討論、採決	22
○議案第31号の質疑、討論、採決	23
○議案第32号の質疑、討論、採決	23
○議案第33号の質疑、討論、採決	24
○議案第34号の質疑、討論、採決	25
○社会文教常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告、質疑	25
○陳情第1号の採決	26
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○閉会中の継続調査の申し出	28
○議員派遣の件	28
○村長あいさつ	28
○閉 会	30
○署 名	31

令和 7 年 3 月 筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第 4 号）

令和 7 年 3 月 1 7 日（月）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 3 号 | 令和 7 年度筑北村一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 1 4 号 | 令和 7 年度筑北村バス事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 1 5 号 | 令和 7 年度筑北村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 1 6 号 | 令和 7 年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 1 7 号 | 令和 7 年度筑北村介護保険特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 1 8 号 | 令和 7 年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 1 9 号 | 令和 7 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 2 0 号 | 令和 7 年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 2 1 号 | 令和 7 年度筑北村簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 2 号 | 令和 7 年度筑北村集落排水事業会計予算 |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 3 号 | 令和 7 年度筑北村合併浄化槽事業会計予算 |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 4 号 | 筑北村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 5 号 | 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 6 号 | 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 7 号 | 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 8 号 | 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 9 号 | 筑北村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につい
て |
| 日程第 1 8 | 議案第 3 0 号 | 筑北村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例について |
| 日程第 1 9 | 議案第 3 1 号 | 筑北村空き家等適正管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 0 | 議案第 3 2 号 | 筑北村坂井保養センター設置及び管理に関する条例の一部を改正 |

する条例

日程第 2 1 議案第 3 3 号 筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 2 議案第 3 4 号 財産の取得について

日程第 2 3 社会文教常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告

日程第 2 4 陳情第 1 号 「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める陳情書

日程第 2 5 閉会中の継続調査の申し出

日程第 2 6 議員派遣の件

日程第 2 7 持続可能な学校の実現をめざす意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 7 まで議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	1 0 番	待 井 安 登 君
1 2 番	鎌 田 欣 子 君		

欠席議員（ 1 名）

1 1 番 勝 田 昇 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 福 祉 課 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	宮 坂 英 幸 君

建設課長 花岡 牧彦 君

観光課長 中澤 明彦 君

教育次長 細田 雅義 君

事務局職員出席者

事務局長 小川原 大介 君

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

ただいまから令和7年3月筑北村議会定例会第4日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 日程により、会議を進めます。

なお、11番、勝田議員より、本日欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

傍聴の申請がありましたので、これを許可します。

傍聴、写真撮影、録音機の使用も許可します。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、議案第13号 令和7年度筑北村一般会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

2番、窪寺務議員。

○2番（窪寺 務議員） 2番、窪寺です。79ページになります。これは20周年記念事業にもかかわってくる内容になりまして、20周年記念事業の事業説明資料2ページにもございます。内容的には社文、私、欠席してわからなかったんですが、先日一般質問で同僚議員がこのことについて質問して内容がわかったわけですが。本来、合併20周年記念事業ということで行うのであれば、3地域が一体化して行う、そのことをもって合併記念ということが本来

だと思いますが、今回のものについては、本城、坂北の慰霊碑を解体撤去し、1基建設するというような内容で、坂井地域についてはできるだけ近くに置いておきたいというような意向から、坂井に残すというようなことでしたが、現状既に80年たってきている中で、遺族会員等の年齢等考慮したときに、この何年か先をもって、また今回一本化したいとかそういうことがあるのか、そういうことがあるのだとすれば20周年記念で本来は一体化すべきではないかと思っております。その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、お答えします。今回の慰霊碑の建立につきましては、3地区の慰霊碑を1つにまとめるということで計画をしております。当然今あるものに対して解体ということも必要になるということで、3カ所すべて解体するというご提案を私たちのほうからさせていただきました。ただ、坂井の地域に関しては、まだまだ遺族会で活動されている方たちがいらっしゃるということなので、思い入れもあるということなので、坂井の部分については解体せず、そのまま残す。ただ、本城、坂北については結構老朽化している部分もあり、危ないところもあるので、その2カ所については解体します。

ただ、新しく建てるものについては、3地域の亡くなった方のお名前をすべて刻んで、1つにまとめるということでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺務議員。

○2番（窪寺 務議員） 坂井地域では、単独で遺族会というような催しは予定していないのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） 坂井地域で遺族会単独でという部分は、私たちも坂井地域のほうにお任せしているもので、そこまでは把握しておりません。ただ、慰霊祭というものは今まで村が数年やっておりますので、そういう形で今度新しくできたところで3地域の方々を集めて、慰霊祭をそこでできればというふうに考えています。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺務議員。

○2番（窪寺 務議員） 今、住民福祉課長の答えていただいたとおりに行うのが筋だとは思いますが、ただ、これを単独で坂井地域だけ行うというようなことになると、そこには当然村もかかわりますし、たしかこの慰霊祭って社会福祉協議会も関係していたと思うんです

けれども、そうすると1つの事業に対して2回実施するというようなことがあっては、事務事業を一元化するとか、人件費がどうのこうのと言っている時代にそぐわない内容になりますので、その辺については十分配慮して対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） そのほか、質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第13号 令和7年度筑北村一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第2、議案第14号 令和7年度筑北村バス事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 14 号 令和 7 年度筑北村バス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 3、議案第 15 号 令和 7 年度筑北村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 15 号 令和 7 年度筑北村国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 4、議案第 16 号 令和 7 年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 16 号 令和 7 年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 5、議案第 17 号 令和 7 年度筑北村介護保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 17 号 令和 7 年度筑北村介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 6、議案第 18 号 令和 7 年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 7 番、宮下です。今回も繰入金がかなり多く、従前と同じ中で会計をまとめているんですが、委員会質疑の中で、令和 7 年度、アドバイザーの提言というか、意見の中で、具体的にそれを 7 年度中に進めて、経営について切り込んでここで経営をよくしていきたいというような説明がありましたが、具体的にどういった手段で、また、アドバイザーから特にどういった点を言われて、そこへどういった、場合によっては人的な部分、それからあと違った中で、経費を削減していくのか、現段階でわかる範囲でよいので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） とくらの研修会の講師先生ということで、アドバイザーでアドバイスを受けているわけなんですけれども、経費節減の関係につきましては、まず仕入れの関係、あと提供する料理のボリューム、残すとか、食品ロスにつながらないやり方、また、例えば具体的にいきますとお酒の提供の仕方、やはり出し方によっては最初でおながたまってしまふとか、結構細かいところのいろいろなアドバイスをちょうだいしておりますので、これは早々に 7 年度頭から実践をしていかなきゃいけないと思います。

あと、金額です。宴会料理、宿泊料理の食事、安価であるという結構厳しい指摘を受けておりますので、そういうところも全部見直しをします。

あと、賃金面につきましては、なかなか今、とくら 23 名ぐらいでやっているんですけれども、3 月でおやめになる方もいらっしゃるのですが、なかなか人をそこに入れるというのが今、難しい状況ですので、チーム全体、職員全体でいろんなところへシフトを入れるような体制づくり、そういったものも必要であるというふうに言われています。

それに以外は、集客につきましてはいろいろご意見をいただいたんですけれども、今後 7 年度も引き続きアドバイスを受けながら、経営改善に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 課長がご苦労してもらっているのはわかりますし、今の答弁についてもよく聞く内容であります。けさほど人事の内示もちょっと見させていただいたんですが、新しいスタッフの中で進めていくという中で、現在とくらについては正規職員が、当然保養センターも、ほかの保養センターも踏まえて正規職員はいないんですが、本当に誰がそういった中で先頭に立ってチームをつくって、それが誰が、課長がやるのかどうかわかりません

が、ただ、今の正規職員の観光課の中で見ると、これから具体的に保養センターのあり方を具体的に今度検討していく大きな事務作業が待っています。

そういった中で、村長に最後お聞きしますが、具体的に村長、去年も現場へ1回行ったということで、いろいろいったんですが、それが最終的に効果がなかったという中で、先ほど説明しましたが、人的な組織の問題、それから具体的に誰が進めていくのか、そこら辺について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今、宮下議員のおっしゃられました昨年、アドバイザーが来られて、研修会、私、参加させていただいて、それで職員全員といろいろな意見交換をしました。決して効果がなかったとは思っておりません。チームワークも非常によくなったし、接客も私はよくなったと感じております。昨年の12月から、私は毎月、遅ればせながらですけども、1泊ずつ泊まらせていただいておりますが、そういう中で今後どうやっていくかということなんですけれども、昨年から取り組んでおりますように、私、それから観光課長、担当、それととくらのスタッフの支配人、料理長初め定期的に収益の営繕等々、それから今後のイベント等について打ち合わせを持って進めておりますので、そういった体制を今後も継続して行っていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） ほかに質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 6番、吉池ですけど、この予算について、収入が上がっても操出金が減らない、こういう予算は私は収入が上がって、やっぱり利用者の負担をしてもらって、会社でいえば1個の会社です。これ、もう、去年も言いましたけれど、操出金が頼りでやるという施設が、私が考えるには程度というものがあると思います。それで何も、やったやっただと言っても、目に見えたものがないということは、私はこの予算については反対をいたします。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） どなたか、賛成者、反対の方とかいらっしゃいますでしょうか。

1番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） 私はこの予算に対して賛成いたします。とくちも築 30 年以上経過してまして、施設の老朽化が進んでおります。そしてエアコンについても故障している状態ですが、何とか工面しながら回していくような状態というのを私もお聞きしております。また、施設の地下施設、また、お湯をためる施設についてもかなり傷みが発生しているような状態で、今後も村としてどうするか、中期の中で検討していく要因が潜んでおります。そういう中での今回の予算については、しっかり精査した中での予算であると考えております。

○議長（鎌田欣子議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 挙手多数。

したがって、議案第 18 号 令和 7 年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 7、議案第 19 号 令和 7 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 6 番、吉池ですけれど、坂北荘についても、毎年同じような予算をつくっていますが、使用料収入が一般会計の繰入金より少ない、繰入金がここの施設の主な財源になっている、こういう施設を福祉施設だからといって、これ、いつまでやっていくのか、もう、根本的に私は解決してもらわなければ、村としても一部の人間だけが利用する施設、そういう中で、やっぱりこれ、利用者の負担でなるべくできるようにしていかない

と、収入が繰入より少なく、繰入で賄うようなことは、私は今回賛成をいたしかねます。
以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 次に賛成者の方の発言を求めます。

7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 今、反対討論を聞いていますと、今、温泉施設検討委員会で進めている中で、もう、今の質問については坂北荘は廃止するべきだということが根本的にある中で、予算の部分についても指摘をされておりますが、私はあり方については現状進めておりますので、今後そういった状況も見守る中で進めていけばいいと思いますし、坂北荘においては何回も業態変更している中で、福祉の拠点とした中での活動をしており、一部といっても多くの高齢者の皆さんがそこを利用しながら、温泉に入ったりして、くつろぐ。本当に先ほど申しましたが、福祉の拠点となっております。

確かに繰入額については、昨年とほぼ変わらないわけですが、そういった機能の中で今、施設運営をしっかりといただいておりますので、今年度もこの予算で私は進めていただきたいと思いますので、この予算については賛成をいたします。

○議長（鎌田欣子議員） そのほか反対討論、賛成討論、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） これで討論を終わります。

これより議案第 19 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 挙手多数。

したがって、議案第 19 号 令和 7 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 8、議案第 20 号 令和 7 年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 20 号 令和 7 年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 9、議案第 21 号 令和 7 年度筑北村簡易水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 21 号 令和 7 年度筑北村簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 10、議案第 22 号 令和 7 年度筑北村集落排水事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 22 号 令和 7 年度筑北村集落排水事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 11、議案第 23 号 令和 7 年度筑北村合併浄化槽事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 23 号 令和 7 年度筑北村合併浄化槽事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 12、議案第 24 号 筑北村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 24 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 24 号 筑北村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 13、議案第 25 号 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 25 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 25 号 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 14、議案第 26 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 26 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 26 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 15、議案第 27 号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 27 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 27 号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 16、議案第 28 号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

7 番、宮下敏彦議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 一般質問の村長答弁で、2 月 18 日に開催された議会全員協議会時、議員から坂北荘の高齢者、障害者の入浴料金 200 円を 410 円に改定することは、上げ幅が大きいのので検討してほしいとの意見をいただいたので、再度検討委員会に審議いただき、結果 410 円と提言を受けたので、条例改正案として提言書どおり議案として提出したとの回答がございました。

そこで質問いたしますが、入浴料金を決めたのは検討委員会で、その提言どおり議案として提出したとの説明ですが、入浴料金改定議案提出者はあくまでも村長です。令和 7 年度中に温泉施設のあり方等、今後 2 回検討委員会から提言書の提出が予定されていると思いますが、今回と同様にすべて検討委員会から出された内容を重く受けとめ、村の審議等考えを入れずに、いわば丸投げ状態で今回と同様に村として何の検討も行わず、議案書を提出するのか、伺います。

また、今回と同様に、令和 7 年度の温泉施設運営等検討委員会の検討状況を広報等、住民に知らせず進めていくのか、この 2 点、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 一般質問でも答弁させていただきましたが、2月の全員協議会において、一部の議員の方からいわゆる坂北荘については、例えば300円といったことで激変緩和ということも温泉検討委員会のほうに提言して、議会から提案があったということで伝えてほしいということで、私はこの件に関して観光課長にその旨、検討に加えて、するようにということで指示をいたしました。温泉検討委員会の皆様方も3施設統一して410円で対応したいということで、意見がまとまったということでしたので、私はその2月の全員協議会で決定された内容で答申ができ上がってきたということでしたので、丸投げとしたわけではございません。そういうことも踏まえた中で、議員の皆様から出た意見も再度もんでいただいたということですので、その点をご理解をいただきたいと思います。

それから今回、そういった形で今の3施設の料金が固まりましたので、500円に上げると、それから今の高齢者、障害者の方の措置についても説明をまいりますので、よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。もう1点、今後の進め方に対する私の考え方ということでございます。私の任期は11月12日でございます。私の任期中に答申をいただきたいということでお願いをしておりますので、私の中では今回、検討委員会にお願いした内容で答申を受けるという段階でございますので、それに対して条例改正ということについては考えてはおりません。答申をしていただくということで考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 端的にちょっと2点、伺いますが、内容はわかりました。本来、提言書が出てきてから、それに対してでは本当に例を言いますと、憩いの日が1回増えたので、本当にそれとあわせて入浴料金が上げることに対して本当に財源的にどうなのか、法律的にどうだとか、高齢者の皆さんが本当にいろいろな面で理解を得ながら、また施設を使っただけなのか、本来は提言書が出てきてから、そういったところを審議し、また、そういった中で村の考えが固まった時点で再度所管の委員会とか、それから全協とか、いろいろそういうところへ聞くわけですが、今回の場合は、よくいう事前審査、議員の意見を聞いて、議員がこういうことを言われたから、また差し戻して、また新たに提言について受けて、それを提言書ができる前に議案書として配付した。このことに対して本当に村長も2期議会やっているんです、議員をやっているんですが、本当にそういう進め方でいいのかどうか。多分よいとしてやったと思うんですが、そのお答えを1ついただきたいのと、さっき私が質問した

のは村長の説明ではなくて、7年度の温泉施設の状況、要するに検討委員会の状況を住民に知らせ、前回は入浴料金を知らせずに、こういった部分について検討状況、一から十まで説明する必要はないと思うんですが、今、こういう形で進めていますよということを入浴料金については広報等、ホームページもそうなんですが、たしかなかったはずなんですよ。ですので7年度も同様に住民に知らせずに、最終的な提言書の結果だけ、そういったところを住民にお知らせして、最終的に議案書もしました、決定ですかというような、そういった今回と同様な流れでやるのかどうかということをお聞きしていますので、その点に対して2点、再度お聞きします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、今、宮下議員さんから、議会のほうでもそういう激変緩和ということに関して差し戻し等しないのかどうかということでございますけれども、これは私、村長に就任して以来、温泉施設の経営について議員の皆様から厳しいご意見をちょうだいして、少しでも収益改善をしなければいけないという状況をご指摘いただいております。

そういう中で、わずかではございますけれども、料金を改定して進めていかなければ、当然やっていかれないわけでございますので、その点についてはいろいろご不満はあろうかと思っておりますけれども、村としての収益改善を図らなければいけないということで判断しました。

それから温泉施設の検討委員会の皆様方につきましては、本当にいろいろ村民の皆様からいろいろなことが言われるというんですか、お話があらうかと思っておりますので、いわゆる議論の過程の内容をある程度発信するというのは、まだ議論が固まって、方針が固まっているわけではございませんので、今後のあり方については、なお一層取り扱い方が難しくなってくるかと思っております。これは温泉問題検討委員会の中で、ではどういう程度で情報発信していくのかということは、また検討いただくということでございますけれども、本当に検討委員会の皆様方には、いろいろ突っ込んで検討していただいているというふうに思っておりますので、そこら辺の委員会の皆様方のご負担にもならないようなことも、私は配慮していかなければいけない、このように考えております。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） もう1回聞きますが、私が聞いたのは、全然答えが違っているんですが、議案を提出する、提言書が提出する前に、議案書が発送されましてと。本来は提言書ができた後、村として村長の考え方、それから担当課の考え方、福祉なので福祉の考え方、いろいろあって、総体的にそういったものを審議して、その後、議会なり質問した後、議案

書を提出する。ですが今回の場合は、提言書が出る前にもう、議案書、提言書がわかって、数字がわかっていて、もう議案書が出てきた。この部分については本来のあり方では私はないと思うんです。ですのでそれと同じようにまた令和7年度についても同等な考え方で、要するに提言書が出る前に、議案書なり、そういったものを提出されるのか。その点に対してよいのか悪いのかというところも踏まえて説明を今、求めましたので、長くなってしまいます、村長の答弁がどうあれ、これで最後にいたしますので、端的にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 大変申しわけありませんでした。私の日程調整の関係で、答申書を受けるタイミングが議案のお出しする後になってしまったことについては、おわびを申し上げます。議員の皆様方にはご迷惑を大変おかけしました。今後、注意してまいります。

○議長（鎌田欣子議員） ほかに質問のある方。

9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） 9 番、櫻井です。この今、私、今、発言するのはちょっと遅いような考えではあるんですけど、実はこの 410 円について、窓口の方からこの 10 円という数字を何とかならないか。というのは自動販売機に入れると、10 円という半端数字ですとすぐ、おつりがなくなってしまうので、できればこういう中途半端な端数でなくて、きっちりした数字にしてほしいという要望があったもので、ちょっと発言としては遅いんですけども、どうでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 現行、今 410 円という入浴料でございました。端数、丸めてしっかりした数字のほうがいいという考えもありますが、高齢の方、また、障害がある方ということで、減免ではあります、100 円乗車証と障害者手帳を提示していただければ 410 円ということです。では、これを端数をどうすればいいか、400 円にするのか 500 円にするのかという中で、現行の 410 円という入浴料はそのまま維持をした中の減免ではないんですけど、そういった高齢者福祉ということでご承知をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） わかりました。

○議長（鎌田欣子議員） ほかに質疑のある方、発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。最初にでは、本案に対する反対の方の発言で。

7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） それでは、反対討論を申し上げます。

長野県の入浴料金の上限額も昨年改定され、また、近年燃料、人件費等高騰する現状を理解するものであり、入浴料金の引き上げの改定、すべてを反対するものではありません。

ただし坂北荘においては、平成 19 年、温泉施設のあり方に関する提言で、宿泊部門を廃止し、その後、業態変更、現在は村民の福祉増進施設として生まれ変わり、特に経営の柱となる高齢者、障害者の入浴料金を独自に定め、今では高齢者の憩いの場として役割を担っているところであります。

その柱となる高齢者、障害者の入浴料金 200 円を 410 円へ、倍以上に引き上げることは今後、温泉施設運営等検討委員会、施設のあり方の検討にも影響を及ぼすものと思います。大人の引き上げ額は 90 円、それを基本ベースとすると、坂北荘の高齢者、障害者の入浴料金は 300 円が妥当な引き上げ額と考えます。一般質問では温泉施設運営等検討委員会の提言を重視し、改定額を決めたとの答弁でしたが、今後、410 円にした弊害もあり、坂北荘の経営に悪影響を及ぼすことも懸念され、現場で一生懸命働く従業員の対応も相当厳しくなってしまうと思います。

よって、以上の理由により、この議案については反対をいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 次に賛成者の方の発言を許します。

3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） 3 番、小山です。これについては、いろいろ検討委員会のほうでも検討をしていただいたということで、従前から坂北荘だけなぜ 200 円かという問題がありました。確かに坂北荘が形態変更したときに特例措置ということで、坂北荘については高齢者の方と障害者の方が 200 円という特例が設けられましたが、これについて温泉委員会の検討委員会のほうでも、それも踏まえて検討していただいた結果を私は尊重したいと思います。

よって、賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） ほかにございますか。

これより議案第 28 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 挙手多数。

したがって、議案第 28 号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 17、議案第 29 号 筑北村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 29 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 29 号 筑北村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 18、議案第 30 号 筑北村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 30 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 30 号 筑北村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 19、議案第 31 号 筑北村空き家等適正管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 31 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 31 号 筑北村空き家等適正管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 20、議案第 32 号 筑北村坂井保養センター設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 32 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 32 号 筑北村坂井保養センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 21、議案第 33 号 筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 33 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 33 号 筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 22、議案第 34 号 財産の取得についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 34 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 34 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎社会文教常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告、質疑

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 23、社会文教常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告を求めます。

山田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（山田直幸議員） それでは、ご報告いたします。

去る 3 月 5 日、本会議において本委員会に付託されました陳情第 1 号 「持続可能な学校の実現を目指す意見書」採択を求める陳情書につきましては、3 月 11 日に委員会を開催し、内容を審議いたしましたので、ご報告いたします。

陳情第 1 号 「持続可能な学校の実現を目指す意見書」採択を求める陳情書につきましては、その内容から必要との考えにより、採択すべきものと決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

◎陳情第1号の採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、日程第24、陳情第1号「持続可能な学校の実現を目指す意見書」採択を求める陳情書を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号「持続可能な学校の実現を目指す意見書」採択を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま採択となりました陳情に対する意見書の案件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 時 分

再開 午前 時 分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩前に引き続き、会議を行います。

追加の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 追加日程第1、発議第1号 持続可能な学校の実現を目指す意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

10番、待井議員。

○10番（待井安登議員） 10番、待井です。提出者の趣旨説明を申し上げます。

持続可能な学校の実現を目指す意見書。

今、学校現場は教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子供たちの学びに大きな支障を及ぼしています。

持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限が守られない状態のまま放置されています。

つきましては、国においては持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

皆様のご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 1番、一之瀬です。ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 持続可能な学校の実現を目指す意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 25、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 26、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり派遣いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。なお、緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承ください。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（鎌田欣子議員） ここで村長よりあいさつがあります。

太田村長。

○村長（太田守彦） 3月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

上程いたしました議案についてご承認をいただき、大変ありがとうございます。また、補正予算でお認めいただいた事業につきましては、速やかな執行に努めてまいります。

あわせまして、新年度当初予算案について、常任委員会で幾つかの要望事項や指摘事項をいただいておりますので、検討してまいります。

入浴料金の改定には、多くの議員さんからご意見をちょうだいいたしました。温泉施設等検討委員会で7回にわたって議論し、取りまとめられたものであり、委員会の皆様には答申に至るまでのご苦勞に感謝をするとともに、引き続きあり方検討へのご協力をお願い申し上げます。

先月、運用を始めた住民アプリ「ちくほくナビ」について、現在のダウンロード数は600件を超えています。先進地視察を通じて、いかに多くの住民にダウンロードしてもらうかが課題ということでしたので、好評をいただいていることをうれしく思います。今後、さらなる利用促進とアプリの充実を図ってまいります。

令和6年度は、ふるさと納税が好評で2月末で約5,200万円の貴重なご寄附をいただいております。新年度、返礼品の品目を増やすことに加え、4月より「ふるなび」というサイトを追加いたします。また、6月7日、8日には、筑北シャインカレッジで「綿半まつり」が計画されております。村外から大勢訪れるイベントをとらえて、ふるさと納税の推進に取り組んでまいります。

村のPRという点では、公式キャラクターである「天舞くん」「ちくにゃん」のぬいぐるみができ上がり、この12日、キャラクターのモチーフとなった安宮神社にて、今後の出精を祈願して、おはらいを受けました。ぬいぐるみは学校や保育園、温泉施設、直売所、飲食店、駅窓口など、村内の施設へ置かせていただきます。また、県の関係機関や国会議員、独楽寿司様や銀座NAGANO等へもあいさつを兼ねて届けてまいりたいと思っております。

続いて、定例会の冒頭あいさつでも申し上げましたとおり、令和6年度においては転入者が転出者を上回る転入超過となることが見込まれています。21日金曜日ですが、設計から施工管理にわたり工事を請け負っていただきました長野県住宅供給公社様より、西条団地の引き渡し式が予定されており、村外者では6組18名の方が転入予定であります。また、日本ウェルネス長野高校ですが、新年度の生徒数は全体で約80名、このうち寮生活者は現時点で44名と伺っており、14名増加とのことでございます。10月の国勢調査に向けて1人でも多く転入者を迎え入れるべく取り組んでまいります。

最後になりますが、国の当初予算は修正と方針転換を迫られている状況です。少数与党という不安定さに加えて、新たに商品券の問題も生じ、政治離れがより進む危惧を抱いております。一方、トランプ政権の関税政策で自動車が適用された場合、日本経済への打撃も大きな懸念材料であります。ここしばらく緊張した展開が予想されますし、参議院選挙も近づいてまいりますので、注視して対応してまいりたいと考えます。

最後になります。議員の皆様には年度末、年度始めと大変お忙しい時期を迎えます。まだまだ寒い日が続く、寒暖差も激しいことから、健康には十分ご留意をされ、議員活動をお願い申し上げます、3月定例会閉会のあいさつといたします。

大変ご苦労さまでした。

○議長（鎌田欣子議員） 村長あいさつが終わりました。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） これで本日の会議を閉じ、令和7年3月筑北村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 10時06分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 鎌 田 欣 子

署 名 議 員 櫻 井 新 一

署 名 議 員 待 井 安 登